

公社等経営評価委員会報告

平成 21 年 9 月

公社等経営評価委員会

《 目 次 》

1 はじめに	1
2 個別ヒアリングの概況	1
3 公社別の指摘内容	
(1) 兵庫県土地開発公社	3
(2) 兵庫県道路公社	4
(3) (社)兵庫みどり公社	5
(4) 兵庫県住宅供給公社	7
(5) (財)兵庫県園芸・公園協会	8
(6) (財)兵庫県生きがい創造協会	9
(7) (社福)兵庫県社会福祉事業団	11
(8) (財)兵庫県健康財団	12
(9) (財)兵庫県勤労福祉協会	13
(10) (株)夢舞台	14
(11) 新西宮ヨットハーバー(株)	16
(12) (財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構	17
(13) (公財)兵庫県青少年本部	19
(14) (財)兵庫県芸術文化協会	21
(15) (財)ひょうご科学技術協会	23
(16) (財)ひょうご産業活性化センター	24
(17) (財)兵庫県国際交流協会	26
(18) (財)兵庫県体育協会	27
(19) (財)ひょうご環境創造協会	28
(20) (財)兵庫県環境クリエイトセンター	28
【参考】 公社等の概況について	30
委員名簿・設置要綱	34
【資料 1】 公社等の平成 20 年度決算概要について	37
【資料 2】 公社等の職員数・給与制度の見直し状況等一覧表	38
【資料 3】 インターネットによる情報公開、監査体制、契約手続き一覧表	44

平成 21 年度公社等経営評価委員会報告

1 はじめに

公社等の外郭団体は、県が企画立案した事業の受託・実施、県立施設の指定管理者として施設の管理運営を行うほか、県の行政目的に合致した自主事業の弾力的な展開を通じ、県行政の代替的・補完的機能を担いつつ公共的利益を実現する目的から設立されている。これまで、県行政施策の実施機関として行政サービスを提供してきたが、公共が担ってきた領域へ民間事業者等が参入するなど、公社等を取り巻く環境は大きく変化している。なかには、設立時のコンセプトにとらわれ過ぎて時代の変化に対応できていないものや、民間の経営感覚からするとコスト意識や経営戦略に乏しいものが見受けられる。

公社等経営評価委員会(以下、「本委員会」という。)は、こうした点も踏まえ、兵庫県の新行財政構造改革推進方策(以下、「新行革プラン」という。)に基づく公社等の改革を推進するため、毎年度、公社等の経営状況全般について点検・評価を実施し、事業や経営の課題等に応じた助言等を行うものである。

2 個別ヒアリングの概況

平成 21 年度の点検・評価にあたっては、新行革プランにおいて引き続き運営等に関する指導・監督を行うとされている県行政と密接な関連のある公社等 38 法人(平成 20 年度末、以下、「公社等」という。)のうち、公社経営の課題等に関して特に検証を行う必要があると考えられる 20 法人について、改革の取組状況等について個別ヒアリングを行い、今後の改革の方向について提言を行うこととした。

その際、新行革プランにおける公社等の見直し基準や、公社等の平成 20 年度決算や具体的な取組みを踏まえながら、さらに以下の点に着目して各公社等のあり方や課題を検証し、提言内容の取りまとめを行った。

社会経済情勢の変化や公益法人制度改革への対応状況等からみて、法

人自体の存続意義や事業への公的関与の必要性が低下しているものはないか。

現時点では、直ちに経営方針を見直すことが困難であっても、短期的には経営改善に取り組む一方で、中長期的な観点から抜本的な体制等の見直しを行うべきものはないか。

公と民・NPO、県と市町との役割分担、類似の他団体との競合等からみて整理すべきものはないか。

公社等への人的支援・財政支出等の公的関与の必要性、事業実施の意義について、県民への説明をさらに果たすべきではないか。

公社等の業務執行において、県所管課との間の役割分担の見直し等を行うなかで、一層の効率化が期待できるものはないか。

また、個々の業務についての民間委託の徹底によるコスト削減や、一層の事業収入増を図るべきものはないか。

公社等内部の業務の責任分担の更なる明確化が求められるものはないか。また、統合のメリットを更に発揮できるものはないか。

県においては、公社等への助言・指導、平成 22 年度の予算編成や組織改正の検討、新行革プランの見直し等にあたり、提言内容を踏まえ取組みの具体化を図られたい。また、本委員会における提言内容にとどまらず、それ以外の事項であっても、この提言の趣旨を踏まえ、公社自らがさらなる見直しを進め、一層の自己改革に取り組まれたい。

3 公社別の指摘内容

(1) 兵庫県土地開発公社

設立経緯	昭和 35 年 9 月 1 日、地域特性を生かした総合開発計画の推進にあたり、経済基盤確立と産業発展に伴う土地需要の増大や地価高騰の障害を解消し、産業経済の振興と住民福祉の増進を図るため、国、地方公共団体等からの依頼による公有地の取得、管理、処分等土地資源の開発を中心とする事業を実施する機関として(財)兵庫県開発公社を設立。昭和 48 年 3 月 31 日、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、兵庫県土地開発公社に組織変更。
基本財産	105,000 千円(うち県支出額 105,000 千円(100.0%))
主な事業	道路・河川等公共事業用地の先行取得事業、産業団地造成・立地事業

産業団地について

産業団地については、個々の団地の状況を十分に見極め、完売に向けた個別かつ具体の売却戦略を策定し、早期分譲に取り組むこと。

なお、既存の立地企業の経営状況等にも留意すること。

土地開発公社の存廃等について

土地開発公社は、地方自治体自らが用地取得する場合に比べ、地権者からの買い取り申し出に対して機動的に対応できるといった優位性がある。

しかしながら、平成25年度以降は事業量が減少することから、これに応じて体制の縮小を図るとともに、公社の機能や用地取得の受託状況を見極めたうえで存廃についても検討すること。

(2) 兵庫県道路公社

設立経緯	地方道路公社法に基づき、兵庫県の区域及びその周辺の地域において、有料道路の整備及び管理等を行い、交通の円滑化と産業経済の発展に寄与することを目的として、昭和46年3月16日設立。
基本財産	55,561,000千円(うち県支出額55,561,000千円(100.0%))
主な事業	播但連絡有料道路、遠阪トンネル、西宮北道路の整備・管理

有料道路事業の収支計画見直しについて

直近の平成17年交通センサスの需要予測に基づき、平成11年交通センサスに基づく現行計画を検証し、収支計画を精査すること。

採算性の向上について

維持管理等の見直しなどコスト削減に引き続き努力するとともに、増収対策として但馬地域の観光地と連携したスタンプラリーやキャンペーンの実施、ネーミングライツの導入等に積極的に取り組むこと。

なお、ネーミングライツの導入にあたっては、道路全体にこだわらず、区間毎、SAなど柔軟に検討し、早期導入に向けて取り組むこと。

今後のあり方等について

有料道路事業については、増収対策や経費削減等の経営努力を行うなかで、計画どおり無料開放することを基本とすべきである。

また、播但連絡道路や遠阪トンネルは、国が本来道路管理者として管理する北近畿豊岡自動車道と接続し、高速交通ネットワークを形成するなど密接に関連していることから、これらと同様に本来道路管理者である県に移管することも考えられる。この場合の課題・メリットデメリットを比較し、公社の存廃も含めて検討すること。

なお、今後、国において、料金の無料化など高速自動車国道等のあり方が抜本的に見直され、地方有料道路事業にも影響が及ぶ場合には、これに対しても、国が責任を持って対策を講じるべきであり、県として、適切な措置が講じられるよう国に求めていくこと。

(3) (社)兵庫みどり公社

設立経緯	農林業施策の一体的な推進のため、昭和 37 年 3 月 31 日設立の(社)兵庫県森と緑の公社と(財)ひょうご農村活性化公社を統合して、森林の適正管理や資源活用を図るための分収造林事業等の実施、農地の有効活用、農業農村活性化、後継者育成等と通じた活力ある農業・農村づくりを積極的に支援する法人として平成 15 年 4 月 1 日に発足。
基本財産	1,050,224 千円(うち県支出額 348,340 千円(33.2%))
主な事業	分収造林事業、農地保有合理化事業、農村地域工業導入促進事業(氷上工業団地)、緑の保全対策、「楽農生活」の推進、農業後継者の育成

基本財産欄の「うち県支出額」は、統合により廃止となった公社等に対する県の出捐金を含んだ金額である。

分収造林事業について

現行の分収造林事業は、森林の公益的機能を保持するため継続する必要がある。経営改善に対する取組み(平成 90 年度迄)については、事業期間が超長期に及ぶという特性を踏まえ、木材価格の動向を適切に把握し、森林の施業区分(経済林、環境林、自然林)の見直しを行うなど、定期的かつ弾力的に計画の見直しを行うこと。

また、主伐までの間は収益が上がらないことから、その間の徹底したコスト削減に取り組むこと。このため、事務所単位や職員個人のレベルまで具体的に取組内容を周知徹底するとともに、毎年を取組状況について検証・評価して、見直しを進めること。

さらに、新行革プランに基づく取組みとして、県が多額の貸し付けを行う必要性について、県民に十分周知を図ること。

県においても、兵庫県産の木材を使った住宅、学校の建設など県産木材の需要を喚起する対策を検討すること。

分収造林事業は、国策として推進されてきたという経緯を踏まえ、国において、林業公社への貸付資金の拡充と利子負担の軽減等、実効ある対策

を実施すべきである。また、県としても、その実現を強く求めていくこと。

楽農生活事業について

団塊の世代の大量退職後の生きがい対策や遊休農地の活用の観点も踏まえて、楽農生活事業への積極的な展開を図ること。

長期保有農地について

早期売却が困難な長期保有農地について、市民農園事業での活用等を検討すること。

(4) 兵庫県住宅供給公社

設立経緯	昭和40年11月15日、県の住宅施策の一翼を担う公的機関として、良好な住宅や宅地等を供給し、県民の住生活の向上に寄与するために、地方住宅供給公社法に基づき設立。
基本財産	15,000千円(うち県支出額8,000千円(53.3%))
主な事業	公社賃貸住宅等の管理、 特定優良賃貸住宅の管理、 宅地造成、 県営住宅の管理

借上型特定優良賃貸住宅について

借上型特定優良賃貸住宅については、県内企業等の社宅としての活用をPRするなど、他部局と連携した空き家対策にも取り組むこと。

分譲宅地について

分譲宅地については、早期処分が可能な宅地と困難な宅地についての見極めを明確にし、早期処分が可能な宅地について地域の特性に応じた具体的な分譲計画を明らかにすること。一方、早期処分が困難な宅地については、経営上の影響を与えない範囲で分譲価格の値下げを行うことも検討すること。

公社一般賃貸住宅について

公社一般賃貸住宅については、民間住宅の充実を踏まえると、その使命は終了していると考えられることから、新規供給の廃止及び建替に係る原則中止の方針を行革期間後も継続し、順次廃止・縮小を図ること。

事務執行体制について

平成21年度の県と公社等の一体的執行体制の実施の成果を踏まえて、さらに効率的な事務執行を図ること。

今後の県営住宅のあり方について

県と市町、民間企業との住宅供給公社の役割分担を改めて検証し、今後の県営住宅のあり方について、市町移譲も含めて抜本的に検討すること。

(5) (財)兵庫県園芸・公園協会

設立経緯	昭和48年4月1日、県立都市公園の健全な利用と、花と緑を育てる技術及び公園緑地に対する愛護精神の啓蒙普及の促進により、花と公園緑地事業の振興及び明るく潤いのある社会の創造に寄与することを目的に(財)兵庫県公園協会を設立。その後、平成10年10月、(財)兵庫県フラワーセンター協会と統合の上、(財)兵庫県園芸・公園協会として発足。
基本財産	81,902千円(うち県支出額15,000千円(18.3%))
主な事業	県立都市公園維持管理事業、フラワーセンターの管理運営、花と緑のまちづくりセンター(明石公園内)の運営

基本財産欄の「うち県支出額」は、統合により廃止となった公社等に対する県の出捐金を含んだ金額である。

都市公園の運営について

都市公園の運営にあたっては、さらなる管理水準の向上とコストダウンに取り組むこと。

また、歳入確保の観点からネーミングライツの導入なども検討すること。

さらに、NPOやボランティア、地元自治会などの取組み等と連携した公園運営を行い、県民の主体的な参画に一層取り組むこと。

国営公園の維持管理業務公募への対応について

今後、公募が見込まれる国営公園の維持管理業務に関して、公募に対応する競争力を備えた運営体制を構築すること。

フラワーセンターについて

フラワーセンターについては、類似施設が増加する中、魅力を高めていくために民間ノウハウの導入などの見直しが必要である。集客手法や周辺施設との連携についての民間ノウハウの活用をはじめ、公設民営や地元への移管など幅広い検討を行うこと。

(6) (財)兵庫県生きがい創造協会

設立経緯	昭和52年9月24日、高齢者自らが積極的に生きがいを創造する活動を支援し、高齢者福祉の向上に寄与することを目的として設立した(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会を、あらゆる世代の学習・生きがい創造ニーズに対応するため、平成21年4月1日に(財)兵庫県生きがい創造協会に改組のうえ発足。
基本財産	73,170千円(うち県支出額19,000千円(26.0%))
主な事業	いなみ野学園、阪神シニアカレッジの運営、生涯学習情報プラザの運営、県立嬉野台生涯教育センターの管理運営、ひょうご県民交流の船事業の実施

生涯学習事業について

生涯学習事業については、これまで県や協会が先導的な役割を果たしてきたが、現在は、市町や民間団体、大学など多様な事業主体における取組みが進展している。このため、今後、県として広域的事業の展開を図るためには、市町等との役割分担を明確にするとともに、現行の取組みについての評価を行ったうえで、事業内容の見直しや事業数の削減を図ること。

嬉野台生涯教育センターについて

平成21年度から協会が指定管理者となった嬉野台生涯教育センターについては、社会教育や生涯学習の指導者養成等に係る全県拠点としての役割を果たすことが期待されているが、生涯学習面での役割は、各種講座の実施、文化活動や青少年野外活動の場の提供などの地域拠点にとどまっているように見受けられる。青少年本部との関係や民間団体等との関わりを検証しながら、その位置付けも含めた今後のあり方を検討すること。

なお、多世代交流はもとより中小企業等の研修への利用等など、幅広い活用について積極的にPRすること。

いなみ野学園大学院講座等について

いなみ野学園大学院講座や地域活動指導者養成講座は定員割れの状況にあるが、今後もこうした状況が続く場合は、事業を廃止すること。

ひょうご県民交流の船事業について

ひょうご県民交流の船事業は、高齢者をはじめとする県民の国際交流や船内での多世代交流を促進する役割を果たすものとして実施されている。平成 20 年度に見直しを行ったところであるが、事業の意義を見極めながら、参加者負担の適正化なども含めて、引き続き事業の見直しを検討すること。

(7) (社福)兵庫県社会福祉事業団

設立経緯	昭和 39 年 7 月 1 日、利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスの総合的な提供を通じ、利用者が地域社会において自立した日常生活を営めるよう支援するとともに、社会福祉施設等の運営を適正かつ効率的に行うことにより、県民福祉の向上と増進に寄与することを目的に設立。
基本財産	11,000 千円(うち県支出額 10,500 千円(95.5%))
主な事業	県立施設(総合リハビリテーションセンター(中央病院等)、西播磨総合リハビリテーションセンター、清水が丘学園)の管理運営、特別養護老人ホーム及び障害児者施設(朝陽ヶ丘荘、出石精和園等 20 施設)等の自主運営

新経営 10 か年計画について

新経営 10 か年計画の内容が多岐にわたり、課題が見えにくくなっていることから、当面 3 年間に於いて重点的に取り組む内容及び実施時期について具体的に記載した実施計画の策定を急ぐこと。

効率的な運営について

社会福祉施設と病院の連携など、事業団全体の総合力を活かしつつ、効率的な運営に努めること。

組織統制への対応について

施設の移譲等により経営規模が拡大しているなかで、効率的な組織体制の構築や職員間での意思疎通など、組織のガバナンス上の課題に対応するために、外部委員からなる経営委員会等の設置などを検討すること。

経営安定化に向けた取組みについて

新行革プランで定めた病院の収支改善、経営安定化を着実に進めるため、医師の確保に最重点で取り組むことはもとより、さらなるコスト削減や、未収金の回収についても継続的に取り組むこと。

(8) (財)兵庫県健康財団

設立経緯	昭和35年3月17日設立の(財)兵庫県がんセンターから発展した(財)兵庫県総合保健協会と、(財)ひょうご母と子の協会を統合し、県民の健康増進、保健及び医療に関し必要な事業の実施、健康に関する知識の普及啓発、調査研究及び地域組織活動の支援を行い、もって県民の健康福祉の向上に寄与する財団として平成11年4月1日に発足。
基本財産	64,300千円(うち県支出額25,000千円(38.9%))
主な事業	健診事業、健康ひょうご21県民運動、健康指導推進事業、健康道場の管理運営

基本財産欄の「うち県支出額」は、統合により廃止となった公社等に対する県の出捐金を含んだ金額である。

健診事業について

自立経営を前提として、郡部での専門的な健診サービスの提供や健康ひょうご21県民運動の実施などの公的役割を担っていくためには、財政基盤を確立していく必要がある。このため、都市部での健診事業については、民業圧迫とならないよう留意しながら、その確立に必要な範囲で実施すること。

また、診療機能を活かして事後健診や継続受診にこれまで以上に取り組むとともに、他の医療機関との連携にも取り組み、健診結果に対するフォローアップの更なる充実・強化を図ること。

健康道場について

健康道場については、民間の類似施設も設置されるなかで、県が引き続き人的支援や財政支出を行い、民間よりも安価なサービスを提供することの必要性の説明が十分なされていない。公的関与のあり方をさらに検証し、県の支援がない場合の運営のあり方についても検討すること。

(9) (財)兵庫県勤労福祉協会

設立経緯	昭和39年6月16日、中小企業に従事する勤労者が健康で且つ自由時間を通じて自己啓発、自己実現が図られるよう、各種共同利用施設の設置・運営や文化・スポーツ・レクリエーション活動の支援を行い、豊かな人間形成と労働生産性の向上に寄与することを目的として設立。
基本財産	15,000千円(うち県支出額10,000千円(66.7%))
主な事業	憩いの宿(6施設：城崎大会議館、新たんば荘、津名ハイツ、赤穂ハイツ、いこいの村はりま、六甲保養荘)の管理運営、勤労者福祉施策の実施(調査研究事業、ひょうご仕事と生活センター事業、労働相談事業、ひょうご労働図書館、中小企業従業員共済事業、勤労者福祉融資事業)、県立施設の管理運営(中央労働センター、姫路労働会館、但馬ドーム)

勤労者福祉施策の展開について

協会が担うべき勤労者福祉施策については、勤労者を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、ひょうご仕事と生活センターで行っているワークライフバランス関連分野への重点化を図ること。

憩いの宿事業について

憩いの宿事業については、民間の宿泊施設が充実してきたことから、本来、民間に委ねるべき分野である。

しかしながら、勤労者の福祉施設として年間20万人を超える利用があるなかで、収入・支出面の経営努力を行い、累積損失解消に取り組んできた結果、一定の改善が見受けられるようになったことから、当面は、経営改善に引き続き努めること。

一方、減価償却費を勘案すれば赤字の施設であり、建替時には多額の経費が必要となること、また、類似の民間施設の充実を踏まえると、建替を行うことは適切ではないと考えられる。したがって、民間売却も含めた施設のあり方を抜本的に検討すること。

(10) (株)夢舞台

設立経緯	平成7年3月28日、「淡路島国際公園都市構想」の中核施設である「淡路夢舞台」のホテル、展望レストランの経営をはじめ、国際会議場、温室等の県立施設群全体の一元的な管理業務を行うため設立。
基本財産	1,508,550千円(うち県支出額1,250,000千円(82.9%))
主な事業	ウェスティンホテル淡路・レストラン等経営、淡路夢舞台施設の管理運営(淡路夢舞台国際会議場、淡路夢舞台公苑(温室、野外劇場等)、灘山緑地)、淡路ハイウェイオアシスゾーンの管理運営、淡路交流の翼港の管理運営

ホテル経営の現状等について

(株)夢舞台は、開業以来、ホテル等の経営について様々な収支改善策に取り組んできたものの、依然として厳しい経営状況にある。

本来、宿泊施設は、民間に委ねるという方針に転換すべきであるが、淡路夢舞台は、ホテルと国際会議場等が一体となった公的な機能を持つ施設群であり、こうした役割を維持していく必要があることなどから、直ちに民間に売却することが困難であるという事情は理解できる。

当面の経営課題について

したがって、短期的には客室稼働率70%の確保など売上増を図るとともに、経費節減に努め、安定的な黒字経営を行うことにより、新行革プランに定めるとおり平成28年度までに累積損失の解消を図ること。

このため、県職員の派遣を縮減し、経営に責任を負うポストに民間人を活用するなど、より幅広い人材登用を行うこと。

また、県内客向けの企画などの取組みや周辺の観光施設との連携、国際会議の誘致や一流講師派遣付の企業研修パックなど、付加価値を高める企画等に取り組むこと。

さらに、淡路夢舞台の施設群が、淡路の地域振興により一層の役割を果たすため、地元との協働によるイベントの実施や地元食材の活用など、地域の活性化に取り組むこと。

施設のあり方について

経営改善の取組みを進めたとしても、収支改善が図られない場合には、淡路地域における淡路夢舞台の役割や機能、改修費等を含めた将来のコスト負担も考慮し、民間会社による経営や民間売却の是非も含め、施設のあり方について抜本的な見直しを検討すること。

県民への説明について

ホテル等の経営に対して、県が多額の財政負担を行っていることの必要性について県民に十分説明すること。

(11) 新西宮ヨットハーバー(株)

設立経緯	平成4年10月22日、尼崎西宮芦屋港内のヨット・モーターボート等の誘導・集約を行い、水域利用の適正化と船舶航行の安全を確保するとともに、増加するプレジャーボートに対応するため、親水機能を備えた安全な海洋レクリエーションの場を創造することを目的に、県・西宮市・民間の出資による第三セクター方式により設立。
基本財産	2,500,000千円(うち県支出額850,000千円(34.0%))
主な事業	ヨットハーバーにおけるマリーナ施設の管理運営業務 ・収容隻数：海上係留(約600隻)、陸上保管(約100隻)

今後のあり方について

新西宮ヨットハーバーは、放置艇対策及び親水施設として整備されたが、現在ではボートパークの整備によるプレジャーボートの放置艇対策の推進や民間マリーナも充実するなど、県がマリーナの経営に積極的に関与する意義が薄れている。また、今後、施設の老朽化が進み、価格面も含め民間マリーナと比べて競争力が低下すると見込まれることから、将来的には民間に委ねるべきである。

しかしながら、現時点では放置艇対策の一翼を担っていることを考慮し、短期的には、単年度の黒字化をめざし、収支対策に徹底して取り組むこと。

また、長期的には、減資を行い、累積損失を解消するなど、民間売却を視野に入れた抜本的な見直しについて、新行革プランの期間内に結論を得ること。

(12) (財)ひょうご震災記念21世紀研究機構

設立経緯	平成9年12月26日設立の(財)阪神・淡路大震災記念協会と(財)21世紀ヒューマンケア研究機構を平成18年4月1日に統合し、阪神・淡路大震災の教訓である安全・安心なまちづくり、共生社会の実現のため、命の尊厳と生きる喜びを高めるヒューマンケアの理念に基づき、総合的なシンクタンクとして調査研究を進めるとともに、諸課題への政策提言等を行い、21世紀文明の創造に寄与するために発足。
基本財産	1,002,939千円(うち県支出額123,850千円(12.3%))
主な事業	調査研究(安全・安心なまちづくり政策研究、共生社会づくり政策研究、コミュニティ防災調査研究等)、 学術交流センター事業(21世紀文明シンポジウム、HUMAP、大学連携ひょうご講座等)、 人と防災未来センターの管理運営、 こころのケアセンターの管理運営

基本財産欄の「うち県支出額」は、統合により廃止となった公社等に対する県の出捐金を含んだ金額である。

シンクタンク機能の見直し等について

機構が取り組んでいる研究テーマについて、機構で実施する必要性や研究成果と県政との関係等が必ずしも明確ではない。研究範囲やテーマ選択のあり方、研究成果の県施策への活用方策などをさらに精査し、研究体制の縮小も含めた検討を行うこと。

一方、震災関連の研究など全国的な規模での活用が期待されるものについては、同種の研究を行っている政府系・民間シンクタンクとの連携や民間からの資金・人材の提供を促進すること。

学術交流センター事業について

学術交流センターでの事業(ひょうご講座、HUMAP構想等)については、大学間連携により同様の取組みが行われている(大学コンソーシアムひょうご神戸)。当面、こうした取組みと協調して事業を進めながら、事務局機能の共同化や事業の一元化について検討すること。

人と防災未来センターについて

人と防災未来センターについては、集客施設としての性格も考慮し、他の指定管理施設の例も参考にしながら可能な限り民間事業者のノウハウを取り入れた効率的な運営を行うこと。また、防災未来館と旧ひと未来館の一体的な展示・運営を行うことから、施設利用料金の適正化にも努めること。

こころのケアセンターについて

こころのケアセンターについては、当センターが持っている診療機能等が十分に発揮されるよう、他の適切な機関に運営を委ねることも検討すること。

(13) (公財)兵庫県青少年本部

設立経緯	青少年問題の持つ重要性に鑑み、広く県民の総意の下に、青少年健全育成活動を推進し、明日の兵庫を担う心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的として、昭和 60 年 3 月 27 日に設立。
基本財産	55,410 千円(うち県支出額 42,000 千円(75.8%))
主な事業	こころ豊かな人づくり 500 人委員会の運営、 青少年の多様な体験活動の推進、 青少年を守り育てる県民スクラム運動の推進、 ひょうごユースケアネット活動の展開、 青少年活動コーディネーター、ひょうご子ども・若者応援団の設置・運営、 県立施設等の管理運営、 山の学校の運営、 ひょうご出会いサポートセンターの運営

事業数の削減等について

限られた人員で効果的な事業展開を図るため、市町や他団体との役割分担を考慮し、事業内容の見直しや事業数の削減を図ること。

特に、青少年の育成事業や野外学習体験事業・施設については、(財)兵庫県生きがい創造協会所管事業との重複も見られるため、連携も含めて整理すること。

また、県の所管課との間の併任方式の活用など業務執行体制についても効率化を図ること。

今後の事業展開について

本年 4 月に公益財団として認定されたことを踏まえ、青少年の健全育成事業への取組みを強化するとともに、青少年団体、NPO と企業等を繋ぐ中間支援機能の発揮にも取り組むこと。

神出学園について

神出学園については、これまで蓄積された青少年の自立支援に関するノウハウを、学園運営に止まらず、青少年施策の中で広く活用するとともに、民間フリースクール等での活動にも活かすなど発信力を高める取組みを検討すること。

山の学校について

山の学校事業については、開設後 15 年を経て、入学者数の減少傾向を踏まえれば、新たに学外生向けの自立支援プログラムに取り組んでいるものの、その先導的な使命は薄れたのではないか。設置意義や社会的ニーズを検証する中で、生徒数がさらに減少した場合には廃止すること。

出会いサポート事業について

出会いサポート事業については、少子化への対応のなかで未婚・晩婚化対策として実施されている。事業の意義やあり方を見極めながら、さらなる事業の効率化等を検討すること。

(14) (財)兵庫県芸術文化協会

設立経緯	多様な芸術文化活動の展開を通じ、芸術文化振興、県民文化の向上、こころ豊かな人づくりに資することを目的として、昭和 42 年 1 月 28 日に設立した(財)兵庫県文化協会に、(財)兵庫県民会館を、その後、(財)兵庫現代芸術劇場を統合し、県民文化の裾野の拡大と質の向上を一元的・一体的に推進して、総合的な芸術文化振興を進める団体として平成 11 年 4 月 1 日に発足。
基本財産	637,166 千円(うち県支出額 553,000 千円(86.8%))
主な事業	県立施設の管理運営(兵庫県民会館、芸術文化センター、原田の森ギャラリー、ピッコロシアター)、ピッコロ劇団の運営、芸術文化センター管弦楽団の運営、芸術文化センター事業、芸術文化振興事業

基本財産欄の「うち県支出額」は、統合により廃止となった公社等に対する県の出捐金を含んだ金額である。

芸術文化施策の実施について

芸術文化施策の実施にあたっては、専門家による機動的な取り組みが必要なことから、本庁所管課と協会の役割分担については、協会を中心に効率化を図る方向で検討を行うこと。

管理部門のスリム化について

各施設の運営をより効果的・効率的に行うため、例えば、事業本部制を導入することで施設運営の自由度を高め、協会の管理部門のスリム化を図ることも検討すること。

県立文化施設の指定管理について

協会が新たに指定管理者となることで内容の充実と効率化が期待できる場合には、現在、県が直営している県立文化施設(県立美術館等)について、指定管理者となることを検討すること。

経営の効率化について

協会事業への県の財政支出が永続的に維持されることを前提とするのではなく、定型的な業務(清掃、設備保守等)の外部委託における競争性の確

保によるコスト削減など、引き続き経営の効率化を図ること。また、企業協賛金など自主財源の確保も図っていくこと。

県民への説明について

協会事業に指定管理料・委託料・補助金として多額の県費が投入されていることの意義について、県民に対してさらに十分な説明を行うこと。

新たな事業手法の検討について

県民の理解と支援のもとに芸術文化事業を実施していくため、企業・個人が資金を提供し、見合いの金額を県が拠出するマッチングファンドの手法の導入も検討すること。

ピッコロ劇団について

ピッコロ劇団については、時代の変化や青少年施策の展開のなかで、青少年等の創造活動の向上や地域文化の振興に資するものとして運営されている。劇団の意義を見極めながら、事業内容、運営方法及び情報発信のあり方について、さらに見直しを図ること。

(15) (財)ひょうご科学技術協会

設立経緯	平成4年7月1日設立の(財)ひょうご科学技術創造協会と(財)播磨テクノポリス財団を統合し、兵庫県における創造的な科学技術の振興を総合的に推進するとともに、西播磨テクノポリスを中心に高度技術に立脚した工業開発を促進することにより、魅力ある地域社会の建設及び国際社会の発展に寄与するため平成10年7月1日に発足。
基本財産	4,200,000千円(うち県支出額4,100,000千円(97.6%))
主な事業	研究助成事業、普及・啓発事業(青少年向け、一般向け)、播磨地域の産業の技術開発力の育成・強化(産学官共同研究開発事業(CASTクラブ)、技術高度化研究開発支援助成事業、先進的ものづくり研究会運営事業)、兵庫ものづくり支援センター播磨の管理・運営、放射光産業利用推進事業、県立施設の管理運営(先端科学技術支援センター)

基本財産欄の「うち県支出額」は、統合により廃止となった公社等に対する県の出捐金を含んだ金額である。

SPring - 8 の利用促進について

協会が SPring - 8 を活用しながら地域産業の技術開発力の育成や放射光研究開発の支援に取り組んでいるが、中小企業の利用が十分でない。このため、受託研究制度の充実など中小企業の一層の利用促進に取り組むこと。また、最先端の科学技術研究について、広く県民に対して情報発信すること。

基本財産について

協会の基本財産(42億円)については、協会の事業規模(90百万円程度)に比べて過大と考えられることから、県出捐額と民間寄付額との均衡に配慮しながら、公益財団法人移行に合わせ、その一部について運用財産化を図ること。

(16) (財)ひょうご産業活性化センター

設立経緯	昭和41年7月1日、中小企業者の設備近代化、経営合理化の促進により中小企業の振興に寄与することを目的として設立した(財)兵庫県中小企業近代化施設貸与協会を順次発展させ、平成17年度から、(財)ひょうご産業活性化センターとして中小企業関係団体の連携強化、経営革新及び創業促進、企業立地の促進等、県が推進する産業振興事業を実施。
基本財産	183,808千円(うち県支出額147,000千円(80.0%))
主な事業	中小企業支援ネットひょうご(相談事業、コーディネーター派遣事業等)、経営革新及び新事業創出(起業家育成事業等)、地域産業の活性化(設備貸与事業、設備資金貸付事業等)、企業誘致の促進(ひょうご・神戸投資サポートセンター事業等)

基本財産欄の「うち県支出額」は、統合により廃止となった公社等に対する県の出捐金を含んだ金額である。

運営の効率化について

中小企業対策の各種の施策を一元的に実施する当センターは、一層効果的・効率的に事業展開を行う必要があるため、県所管課とセンターの役割分担を明確にすること。さらに、(財)神戸市産業振興財団との役割分担も明確にして、運営の効率化を図ること。

経営改善に向けた取組みについて

景気後退に伴う企業の投資意欲の減退により、センターの収入源である設備や資金の貸与事業への需要が減少していることから、一層の経営改善に向けて、組織・人員の見直しを可能な限り前倒ししていくこと。

人材の確保について

中小企業支援を効果的に実施するため、技術評価制度をいかに機能させるのかも含め、職員の徹底した“目利き能力”が問われる。官民、現職・OBを問わず中小企業の信用力評価を行う能力を持った人材の確保に努めること。

センターへの誘客について

センターは、立地条件の良さを十分に活かしているとは言い難い。「ビジネスプラザひょうご」を活用した誘客など、支援を必要としている中小企業が利用しやすい仕掛けを工夫すること。

(17) (財)兵庫県国際交流協会

設立経緯	兵庫県の国際化と県民の国際交流活動を促進し、諸外国との相互理解と協力関係を深め、もってこころ豊かな地域社会づくりと国際社会の発展に寄与することを目的として、平成2年4月1日に設立。
基本財産	500,000千円(うち県支出額 500,000千円(100.0%))
主な事業	外国人県民、留学生支援、 海外事務所の運営、 国際交流・協力事業、 ひょうご国際プラザの運営

事業数の削減等について

限られた人員で効果的な事業展開を図るため、市町の国際交流協会やNPO等との役割分担を考慮し、事業内容の見直しや事業数の削減を図ること。また、県の所管課との間の併任方式の活用など業務執行体制についても効率化を図ること。

海外事務所について

海外事務所については、今後のあり方について、存廃も含め検討を行うこと。存続する場合でも、ワシントン州事務所やパリ事務所は、他の地方自治体との共同事務所化などにより、さらに効果的な運営を図ること。

効果的な事業執行について

外国人法律相談やFM放送による県政・生活情報提供等については、事業効果が一層発揮されるような執行方法を工夫すること。

(18) (財)兵庫県体育協会

設立経緯	昭和 63 年 3 月 31 日、県民の体力の向上、児童・生徒の健全な発育及びスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興、健康の増進、文化の高揚及び福祉の増進に寄与するために設立。その後、給食事業を実施していた(財)兵庫県健康教育公社を平成 10 年 10 月 1 日に統合。
基本財産	563,679 千円(うち県支出額 494,309 千円(87.7%))
主な事業	県民スポーツ振興事業、 競技力強化対策事業、 県立施設の指定管理、 学校給食事業

基本財産欄の「うち県支出額」は、統合により廃止となった公社等に対する県の出捐金を含んだ金額である。

給食事業について

給食事業は、民間による食材供給サービスが充実し、代替も可能と考えられるなかでは、協会が引き続き全県一括で実施する必要性は薄れており、市町独自の対応も可能と考えられる。市町における地産地消の取組みも考慮しつつ市町独自事業への移行や事業自体の民営化について、公益法人制度改革への対応にあわせて検討すること。

県立体育施設へのネーミングライツ導入について

県立体育施設の管理運営にあたっては、三木総合防災公園屋内テニスコート(ビーンズドーム)の取組みを参考にしながら、自主財源を確保する観点と合わせ、ネーミングライツの導入を検討すること。

(19) (財)ひょうご環境創造協会

(20) (財)兵庫県環境クリエイトセンター 両団体は平成 22 年 4 月統合予定

(財)ひょうご環境創造協会

設立経緯	昭和 47 年 5 月 31 日、地域に根ざした測定分析機関として設立後、環境適合型社会の形成を目指し、県民の日常生活や事業者の事業活動を環境に配慮したものに改めるための促進事業、環境に関する調査研究、工場、事業場等から排出する物質等の分析測定を通じて、環境の保全と創造に資する事業を実施。
基本財産	250,000 千円(うち県支出額 132,500 千円(53.0%))
主な事業	環境調査・測定分析、環境保全創造事業、県立施設の管理運営(ひょうご環境体験館)

基本財産欄の「うち県支出額」は、統合により廃止となった公社等に対する県の出捐金を含んだ金額である。

(財)兵庫県環境クリエイトセンター

設立経緯	昭和 50 年 5 月 1 日、増大する廃棄物の処分に対応する(財)兵庫県阪神環境事業公社として設立後、平成 7 年 8 月に県下全市町参加を得て(財)兵庫県環境クリエイトセンターとして発足。廃棄物等の適正で広域的かつ効率的な減量・再生及び処分、廃棄物に関する調査研究等を通じて、公害の防止に資するとともに、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業を実施。
基本財産	400,000 千円(うち県支出額 100,000 千円(25.0%))
主な事業	研究啓発事業、溶融処理事業、大阪湾フェニックス受託事業、但馬処分場事業

両公社の統合等について

両公社は環境分野を共通にしつつも、環境適合型社会の形成を目指して普及啓発や各種の調査・分析を行う団体と、廃棄物等の適正処理等を行う団体という性格の異なる団体間の統合である。統合に伴ってそれぞれの設置目的が希薄化しないよう留意する必要がある。一方、体制のスリム化はもとより、検査技術の向上・精度管理の徹底などについても本年 4 月の兵庫県環境研究センター移管の効果を最大限に発揮すること。

(これまでの審議経過)

平成 21 年 3 月 2 日	第 1 回委員会	検討スケジュール、新行革プラン等の説明
平成 21 年 3 月 25 日	第 2 回委員会	個別ヒアリング実施団体選定 経営評価の手法検討
平成 21 年 4 月 22 日	第 3 回委員会	個別ヒアリング
平成 21 年 5 月 27 日	第 4 回委員会	個別ヒアリング
平成 21 年 6 月 4 日	第 5 回委員会	個別ヒアリング
平成 21 年 6 月 23 日	第 6 回委員会	個別ヒアリング
平成 21 年 6 月 30 日	第 7 回委員会	個別ヒアリング
平成 21 年 7 月 14 日	第 8 回委員会	個別ヒアリング
平成 21 年 7 月 29 日	第 9 回委員会	公社等の概況について 個別ヒアリングの結果・提言素案につ いて
平成 21 年 8 月 5 日	第 10 回委員会	公社等の概況について 個別ヒアリングの結果・提言素案につ いて
平成 21 年 9 月 4 日	第 11 回委員会	平成 21 年度公社等経営評価委員会報告 案の協議
平成 21 年 9 月 9 日		知事報告

【参 考】 公社等の概況について

1 平成 20 年度の取組み

既に県・公社等においては、新行革プランに基づき、団体の統廃合だけでなく、事業や体制の抜本的な見直し、経営の自立化といった観点から、運営の合理化・効率化を進めており、こうした取組みが着実に進められている。

(1) 団体の統廃合の状況

新行革プランに沿って、設置目的の達成等により設置の必要性が低下した公社等の廃止、事業の目的・内容等が他の団体と類似・関連する公社等の統合を行っている。

[廃止(1 団体)]

(財)兵庫県自治協会(平成 21 年 3 月)

[統合(2 件)]

(財)兵庫県まちづくり技術センターと(財)兵庫県下水道公社の統合

(財)淡路花博記念事業協会と(財)淡路 21 世紀協会の統合

(何れも平成 21 年 4 月)

(2) 運営の合理化・効率化

引き続き存続することとされた公社等については、それぞれに『事業や体制の抜本的な見直し』又は『経営の自立化』を行うほか、運営の合理化・効率化が求められており、新行革プランに沿って事務執行の効率化やOB 職員の活用による派遣職員の削減及び県の財政支出の削減を図っている。

ア 職員数

職員数全体は 2,797 人、対平成 19 年度比 2.4%の減となっている。その内訳は以下のとおり。

県派遣職員数

[新行革プランでの目標]

平成 30 年度までに平成 19 年度から概ね半減させる。そのうち平成 20 ~ 22 年度の前期 3 年間で概ね 25%削減するとしている。

[平成 20 年度の取組み]

平成 20 年度は、事務事業や組織の見直し等により 82 人を削減してい

る。(平成 20 年 4 月 1 日現在 534 人：対平成 19 年度比 13.3%)

プロパー職員

[新行革プランでの目標]

一般行政部門に類似する業務への従事職員については、退職不補充を基本に、県の一般行政部門に準じ、平成 30 年度までに概ね 30%の削減に取り組む。但し、公社経営に直結する収益部門等の職員については、経営状況を踏まえた適正配置を行うとしている。

[平成 20 年度の取組み]

平成 20 年 4 月 1 日現在でプロパー職員全体は 2,145 人、対平成 19 年度比 6 人、+0.3%の増となった。この内訳は、一般行政類似部門で 55 人の削減(平成 20 年 4 月 1 日現在 770 人：対平成 19 年度比 6.7%)、収益部門等で受託業務増等による 61 人の増(平成 20 年 4 月 1 日現在 1,375 人：対平成 19 年度比 +4.6%)である。

県OB職員

[新行革プランでの目標]

県派遣職員の削減の概ね 20%程度をOB職員の活用により振り替えを行うとしている。

[平成 20 年度の取組み]

平成 20 年 4 月 1 日現在で 118 人を活用しており、前年度比 7 名の増となっている。

イ 給 与

役員報酬

[新行革プランでの目標と取組み]

新行革プランに沿って、理事長等については、給料月額の 7%減額、地域手当の 2%引下げ、期末手当の 3%減額を行っているほか、非常勤監事について、月額報酬の 15%減額を実施している。

なお、県を退職し、県から退職手当の支給を受けた後に公社等の役職員に就任した者に係る退職手当については既に廃止済である。

プロパー職員

[新行革プランでの目標と取組み]

新行革プランに沿って、給与制度が県に準拠している 25 団体について、県職員に準じた減額措置を継続している。加えて、一部団体においては、地域手当の廃止、管理職手当の抑制、定期昇給の見送りなど独自の見直しを行っている。

また同様に、給与制度が県と異なっている(社福)兵庫県社会福祉事業団等 5 団体では、民間準拠の制度を導入している。

ウ 県の財政支出等

[新行革プランでの目標]

県からの委託事業や補助事業等の事務事業、県派遣職員を含めた人員体制の見直しにより、平成 19 年度の県の財政支出(一般財源ベース)を平成 30 年度までに 35% 程度縮減することとなる。

[平成 20 年度の取組み]

平成 20 年度決算では県の財政支出(一般財源ベース)は、121 億 82 百万円で、対平成 19 年度比 20 億 23 百万円(14.2%)となっている。

公社等に係る将来負担額は、兵庫県土地開発公社について、算定上の控除財源である県からの用地取得依頼額が減となったことなどによる増や、(社)兵庫みどり公社について、算定に用いる木材価格を直近実績に置き換えたことによる増の影響などで、前年度より 118 億円増(+19.0%)となった。

なお、(株)夢舞台等一部団体の収支改善の状況は見込みを下回っている。

(3) 運営の透明性の向上等

ア 公社等における取組み

情報公開の推進

業務・財務文書のインターネットによる情報公開については、官報のみでの決算報告に止まっている団体等もあるが、30 団体でホームページにおいて公開を行っている。

監査体制の強化

監事に公認会計士・税理士・経理事務精通者の何れかを登用することについては、全ての公社等において実施済であるが、外部監査については、導入を要請されている 15 団体(資産額 100 億円以上若しくは負債額 50 億

円以上又は収支決算額 10 億円以上の公益法人)のうち 3 団体及びそれ以外の 4 団体の計 7 団体で導入済である。また、全体の約 4 分の 3 にあたる 28 団体において、公認会計士若しくは税理士による会計指導を受けている。(平成 21 年 4 月 1 日現在)

契約手続の適正化

全体の約 4 分の 3 にあたる 26 団体において、県に準じた会計規定を整備、一般競争入札を導入するなど、手続きの透明性と競争性の確保に取り組んでいる。(平成 21 年 4 月 1 日現在)

イ 県における取組み

公社等の運営の透明性の向上のため、各団体の基本情報を県のホームページにおいて一元的に提供している。

2 新行革プランにおける公社等の見直し基準

- (1) 社会経済情勢の変化、設置目的の達成、事業実施期間の満了等により、存在意義が乏しくなった団体は廃止する。
- (2) 設置目的が民間や他団体と類似・関連しており、統合により効率的・効果的な運営が期待できる団体は統合する。
- (3) 主要事業の採算性や需要が低下し、今後も回復が見込まれない団体等は、経営方針を転換し、事業や体制の抜本的見直しを行う。
- (4) 一定の自己収入を有し、自主的な運営を促すことが適当な団体は、県の財政的・人的支援を可能な限り抑制し、経営の自立化を図る。
- (5) 公社等を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、団体が果たすべき役割に立ち返って、事業の重点化、執行体制の見直しを図る。この場合、県から公社等への事業委託等の見直しを併せて行う。
- (6) 地方財政健全化法の将来負担比率に、土地開発公社・地方道路公社等の負債の額及び第 3 セクター等の損失補償債務額のうち、当該法人の財務・経営状況を勘案した実質負担見込額が算入されることを踏まえ、これまで以上に県行政の実施機関の面からの運営の合理化・効率化を促進する。

委員名簿・設置要綱

【委員名簿】 : 委員長

佐 竹 隆 幸	兵庫県立大学経営学部教授
清 水 涼 子	関西大学大学院会計研究科教授（公認会計士）
田 中 信 吾	日本ジャバラ工業株式会社代表取締役 （兵庫県中小企業家同友会筆頭代表理事）
前 田 高 志	関西学院大学経済学部教授
茂木立 仁	弁護士
吉 田 秀 子	株式会社ラジオ関西編成制作局シニアプロデューサー

【公社等経営評価委員会設置要綱】

(設置)

第1条 新行財政構造改革推進方策に基づく改革内容を着実に実行するとともに、さらなる不断の見直しを行うにあたり、公社等の経営状況全般について、毎年度評価を行い、専門的見地からの指導を得るため、公社等経営評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公社等の経営状況全般(事務事業、経営状況、組織体制、給与制度等)に関する助言
- (2) その他公社等の経営改革に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる6人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから、知事が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により委員会の職務に従事できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、委員会開催前に委任状を委員長に提出しなければならない。

3 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めること

ができる。

(謝金)

第 7 条 委員 (大学教育職以外の県の職員である委員を除く。) が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第 6 条第 2 項の規定に基づき代理人が委員会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第 8 条 委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例 (昭和 35 年兵庫県条例第 44 号) の規定により行政職 8 級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

3 第 6 条第 2 項の規定に基づき代理人が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合においては、代理人の格付けは、委員本人と同様とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、企画県民部企画財政局新行政課において処理する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 24 年 1 月 31 日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、企画県民部長が招集する。

公社等の平成20年度決算概要について

資料1

団体名	設立年月日	基本財産又は資本金 (単位：千円、H21.4.1現在)			主 な 事 業	県 派 遣 職 員 等 (単位：人、H21.4.1現在)					H 20 決 算 額 (単位：千円)										
		総 額	県からの 支 出 額	割 合		小計	県OB	合計	県 の 財 政 支 出 額										H20当期収支 (当期正味財産増減額)	H19当期収支 (当期正味財産増減額)	前 年 度 比
									計		補 助 額		委 託 額		基金充当額等						
									金 額	うち一般財源	金 額	うち一般財源	金 額	うち一般財源							
(財)兵庫県自治協会	H1.3.27	(31,800)	(15,000)	(47.2%)	・県下市町の行政運営の向上、新しい地域づくりに資する事業	-	-	-	-	-	37,853	18,423	0	0	18,423	18,423	19,430	1,323	1,288	35	
(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構	H9.12.26	1,002,939	123,850	12.3%	・震災の教訓を踏まえた調査研究、政策提言	33	19	52	4	56	1,246,743	746,286	80,874	80,874	929,635	665,412	236,234	5,765	52,136	57,901	
(財)淡路花博記念事業協会 ((財)淡路島くにうみ協会)	H21.4.1	225,100	55,000	24.4%	・淡路地域振興	9	2	11	3	14	1,345,015	1,010,214	71,804	71,804	964,505	938,410	308,706	51	74,650	74,701	
(財)兵庫丹波の森協会	H2.2.1	200,000	0	0.0%	・丹波の森公苑等の管理運営	13	2	15	2	17	126,154	13,899	6,503	6,503	7,396	7,396	112,255	2,992	339	3,331	
(財)兵庫県生きがい創造協会	S52.9.24	73,170	19,000	26.0%	・いなみ野学園等の管理運営	22	9	31	24	55	229,809	206,329	225,727	206,329	4,082	0	0	3,894	11,685	15,579	
(公財)兵庫県青少年本部	S60.3.27	55,410	42,000	75.8%	・青少年健全育成活動の実施	41	12	53	3	56	498,583	495,045	171,522	171,522	323,523	323,523	3,538	4,427	2,536	6,963	
(財)兵庫県芸術文化協会	S42.1.28	637,166	553,000	86.8%	・芸術文化センター等芸術文化施設の管理運営	18	63	81	5	86	2,154,761	1,262,110	75,470	75,470	1,220,390	1,186,640	858,901	46,425	44,589	1,836	
(財)兵庫県職員互助会	S47.7.1	10,000	0	0.0%	・県職員の福利厚生事業	5	5	10	0	10	109,240	109,240	109,240	109,240	0	0	0	145,978	79,738	66,240	
(財)ひょうご情報教育機構	H17.3.22	200,000	100,000	50.0%	・カーネギーメロン大学日本校の運営	7	2	9	0	9	537	537	0	0	537	537	0	368,986	415,716	46,730	
(財)阪神・淡路大震災復興基金	H7.4.1	100,000	67,000	67.0%	・被災地域の総合的な復興対策事業	0	0	0	0	0	903,009	0	0	0	0	0	903,009	258,343	1,826,823	1,568,480	
(財)兵庫県住宅再建共済基金	H17.3.30	100,000	100,000	100.0%	・県住宅再建共済制度の運営	6	0	6	2	8	68,670	37,081	0	0	68,670	37,081	0	607,104	541,567	65,537	
(財)兵庫県人権啓発協会	H3.11.20	102,700	50,000	48.7%	・人権に関する研修、啓発事業	7	0	7	2	9	114,459	67,633	45,857	45,857	68,602	21,776	0	456	1,948	1,492	
(財)兵庫県健康財団	S35.3.17	64,300	25,000	38.9%	・住民健診、学校健診、事業所健診等の出張集団健診事業	9	64	73	4	77	177,652	177,303	98,384	98,384	79,268	78,919	0	16,674	99,409	82,735	
(社福)兵庫県社会福祉協議会	S26.3.20	196,000	105,000	53.6%	・福祉当事者や福祉サービス利用者への支援	7	40	47	5	52	1,639,181	388,272	1,401,943	344,075	65,366	44,197	171,872	1,896,168	860,691	1,035,477	
(社福)兵庫県社会福祉事業団	S39.7.1	11,000	10,500	95.5%	・総合リハビリテーションセンター等社会福祉施設の管理運営	20	1,003	1,023	4	1,027	5,792,329	2,212,941	766,764	759,798	5,025,565	1,453,143	0	292,697	776,899	484,202	
(財)ひょうご産業活性化センター	S41.7.1	183,808	147,000	80.0%	・中小企業の経営革新、新事業の創出・育成	29	14	43	2	45	633,098	584,118	588,284	583,750	368	368	44,446	81,569	85,705	167,274	
(財)ひょうご科学技術協会	H4.7.1	4,200,000	4,100,000	97.6%	・科学技術の総合的振興事業、工業開発の促進事業	8	0	8	2	10	323,395	316,369	0	0	323,395	316,369	0	8,707	6,532	15,239	
(財)計算科学振興財団	H20.1.22	101,000	50,000	49.5%	・次世代スーパーコンピュータの利用推進	3	0	3	0	3	11,079	11,079	10,398	10,398	681	681	0	4,528	101,539	97,011	
(財)兵庫県勤労福祉協会	S39.6.16	15,000	10,000	66.7%	・労働会館、CSR施設、憩の宿の管理運営、中小企業従業員共済事業	5	44	49	3	52	336,501	61,067	12,043	12,043	50,334	49,024	274,124	15,286	6,275	21,561	
(財)兵庫県国際交流協会	H2.4.1	500,000	500,000	100.0%	・国際協力、地域国際化等に関する事業	21	1	22	3	25	817,614	535,741	33,941	33,941	510,708	501,800	272,965	96,192	59,642	36,550	
(社)兵庫みどり公社	S37.3.31	1,050,224	348,340	33.2%	・分収造林事業、農村活性化事業	19	51	70	7	77	1,842,475	887,333	422,483	186,847	792,665	700,486	627,327	4,661	47,490	52,151	
(財)兵庫県営林緑化労働基金	S49.1.12	126,000	80,000	63.5%	・林業労働者の退職一時金給付に関する事業	0	1	1	1	2	33,585	1,233	1,233	1,233	0	0	32,352	938	1,247	2,185	
(財)ひょうご豊かな海づくり協会	S33.5.28	2,893,000	751,830	26.0%	・栽培漁業に関する事業、漁業環境保全等事業	0	16	16	3	19	177,938	177,938	0	0	177,938	177,938	0	56,807	28,665	28,142	
(財)ひょうご環境創造協会	S47.5.31	250,000	132,500	53.0%	・環境保全創造事業、環境測定分析事業	34	49	83	10	93	169,804	125,424	49,453	43,541	86,287	81,883	34,064	1,299	8,315	7,016	
(財)兵庫県環境クリエイトセンター	S50.5.1	400,000	100,000	25.0%	・廃棄物処理事業、但馬最終処分場事業	1	5	6	3	9	20,000	0	0	0	0	0	20,000	23,398	133,367	156,765	
(財)兵庫県まちづくり技術センター、(財)兵庫県下水道公社 ((財)兵庫県まちづくり技術センター)	H8.4.1	557,000	337,500	60.6%	・公共土木工事の設計・積算・工事監理、流域下水道の維持管理	61	85	146	23	169	10,967,825	97,108	63,019	55,443	10,898,241	41,665	6,565	6,986	83,806	90,792	
但馬空港ターミナル(株)	H6.2.1	308,000	100,000	32.5%	・但馬空港ターミナルビル等の管理運営	2	0	2	0	2	65,569	65,569	0	0	65,569	65,569	0	2,335	269	2,066	
兵庫県土地開発公社	S35.9.1	105,000	105,000	100.0%	・公有地取得事業	3	47	50	4	54	663,562	3,458	0	0	663,562	3,458	0	55,553	138,439	82,886	
兵庫県道路公社	S46.3.16	55,561,000	55,561,000	100.0%	・播但連絡道路・遠阪トンネル・西宮北道路の管理運営	21	5	26	7	33	0	0	0	0	0	0	0	20,264	17,730	2,534	
ひょうご埠頭(株)	S32.10.25	40,000	16,500	41.3%	・姫路港・尼崎西宮芦屋港の埠頭管理業務	0	14	14	1	15	0	0	0	0	0	0	0	43,690	40,674	3,016	
新西宮ヨットハーバー(株)	H4.10.22	2,500,000	850,000	34.0%	・マリナー施設の経営	2	6	8	0	8	23,042	0	0	0	23,042	0	0	11,378	638	12,016	
(財)兵庫県園芸・公園協会	S48.4.1	81,902	15,000	18.3%	・県立都市公園、フラワーセンターの管理運営	16	69	85	2	87	1,429,872	985,783	83,247	83,247	1,000,876	902,536	345,749	5,332	141,845	136,513	
兵庫県住宅供給公社	S40.11.15	15,000	8,000	53.3%	・県営住宅の管理、住宅・宅地の供給	34	89	123	2	125	11,126,270	377,266	344,286	246,377	10,781,984	130,889	0	1,128,360	433,112	695,248	
(財)兵庫県住宅建築総合センター	S50.4.1	20,000	10,000	50.0%	・住宅瑕疵担保保険事業、耐震改修評価事業、構造計算適合性判定事業	12	5	17	18	35	25,950	11,834	0	0	25,950	11,834	0	48,442	73,114	24,672	
(株)夢舞台	H7.3.28	1,508,550	1,250,000	82.9%	・ウェスティンホテル淡路の経営	6	218	224	3	227	7,603	7,603	0	0	7,603	7,603	0	194,229	27,622	221,851	
(財)兵庫県学校厚生会	S43.7.6	3,300,000	0	0.0%	・教職員の福利厚生事業	5	205	210	0	210	661,373	661,373	661,373	661,373	0	0	0	2,268	847,651	849,919	
(財)兵庫県体育協会	S63.3.31	563,679	494,309	87.7%	・総合体育館等文化体育施設の管理運営	19	21	40	3	43	769,546	526,246	230,000	230,000	305,475	296,246	234,071	33,747	8,923	24,824	
合 計						498	2,166	2,664	155	2,819	44,550,096	12,181,855	5,553,848	4,118,049	34,490,640	8,063,806	4,505,608	3,276,530	96,048	3,180,482	

(財)兵庫県自治協会は平成21年3月31日付けで解散。

平成21年4月1日に統合した(財)淡路花博記念事業協会と(財)淡路21世紀協会については、(財)淡路花博記念事業協会のみが密接公社であったことから、決算額、県の財政支出額については、(財)淡路花博記念事業協会の金額を、職員数については統合後の団体である(財)淡路島くにうみ協会の職員数を記載。

(財)淡路島くにうみ協会の基本財産及び県からの実質的支出額については、淡路花博記念事業協会の清算終了後(7月21日以降)の金額を記載。

平成21年4月1日に統合した(財)兵庫県まちづくり技術センターと(財)兵庫県下水道公社については、職員数は、統合後の存続団体である(財)兵庫県まちづくり技術センターの職員数を、決算額、県の財政支出額については、統合前の両団体の決算額の合計を記載。

基本財産又は資本金における県支出額については、統合等により現在の団体が成立した場合において、統合により廃止することになった団体に対して県が出資・出捐した金額も含めた県からの実質的支出額を記載。

県の財政支出額については、新行革プランにおける県支出額に対するH20年度決算額を記載。

公社等の職員数・給与制度の見直し状況等一覧表

資料2

公社名	職員数の見直し状況(4月1日現在)						プロパー職員の見直し状況			備考	
	区分	H19	H20	H20/H19	H21	H21/H19	標準拠	民間準拠	その他		
(財)ひょうご震災記念 21世紀研究機構	県派遣職員	46	36	-21.7%	33	-28.3%				県の給与制度に準拠	管理部門の統合、研究及び事業執行の体制に係る組織見直しを平成20年度に実施済
	プロパー職員	19	19	0.0%	19	0.0%					
	(うち収益部門等従事職員)	7	9	28.6%	9	28.6%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	12	10	-16.7%	10	-16.7%					
	小計	65	55	-15.4%	52	-20.0%					
	県OB職員の活用	2	2	0.0%	4	100.0%					
計	67	57	-14.9%	56	-16.4%						
(財)淡路花博記念事業協会 ((財)淡路島くにうみ協会)	県派遣職員	18	17	-5.6%	9	-50.0%				県の給与制度に準拠 平成21年度から地域手当を廃止	組織及び役職員については平成21年の2公社の統合にあたり見直し済
	プロパー職員	24	22	-8.3%	2	-91.7%					
	(うち収益部門等従事職員)	4	5	25.0%	0	-100.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	20	17	-15.0%	2	-90.0%					
	小計	42	39	-7.1%	11	-73.8%					
	県OB職員の活用	3	4	33.3%	3	0.0%					
計	45	43	-4.4%	14	-68.9%						
(財)兵庫丹波の森協会	県派遣職員	20	20	0.0%	13	-35.0%				県の給与制度に準拠	引き続き市派遣職員の増員を要請するとともに、住民参画による住民主体の運営体制の整備を図る。
	プロパー職員	2	2	0.0%	2	0.0%					
	(うち収益部門等従事職員)	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	2	2	0.0%	2	0.0%					
	小計	22	22	0.0%	15	-31.8%					
	県OB職員の活用	0	0	0.0%	2	皆増					
計	22	22	0.0%	17	-22.7%						
(財)兵庫県生きがい創造協会	県派遣職員	3	3	0.0%	22	633.3%				県の給与制度に準拠	(H21:嬉野台生涯教育センター、生涯学習プラザ事業移管)
	プロパー職員	9	9	0.0%	9	0.0%					
	(うち収益部門等従事職員)	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	9	9	0.0%	9	0.0%					
	小計	12	12	0.0%	31	158.3%					
	県OB職員の活用	20	20	0.0%	24	20.0%					
計	32	32	0.0%	55	71.9%						
(公財)兵庫県青少年本部	県派遣職員	46	44	-4.3%	41	-10.9%				県の給与制度に準拠	平成21年4月の公益財団法人への移行にあわせ、管理部門と事業実施部門の所管業務の見直し等、組織改編を実施するとともに、理事、評議員を大幅に減らし、組織のスリム化を実施
	プロパー職員	14	13	-7.1%	12	-14.3%					
	(うち収益部門等従事職員)	10	10	0.0%	10	0.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	4	3	-25.0%	2	-50.0%					
	小計	60	57	-5.0%	53	-11.7%					
	県OB職員の活用	3	2	-33.3%	3	0.0%					
計	63	59	-6.3%	56	-11.1%						
(財)兵庫県芸術文化協会	県派遣職員	19	19	0.0%	18	-5.3%				県の給与制度に準拠	-
	プロパー職員	70	68	-2.9%	63	-10.0%					
	(うち収益部門等従事職員)	58	53	-8.6%	47	-19.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	12	15	25.0%	16	33.3%					
	小計	89	87	-2.2%	81	-9.0%					
	県OB職員の活用	4	3	-25.0%	5	25.0%					
計	93	90	-3.2%	86	-7.5%						
(財)兵庫県職員互助会	県派遣職員	7	6	-14.3%	5	-28.6%				県の給与制度に準拠	-
	プロパー職員	6	5	-16.7%	5	-16.7%					
	(うち収益部門等従事職員)	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	6	5	-16.7%	5	-16.7%					
	小計	13	11	-15.4%	10	-23.1%					
	県OB職員の活用	0	0	0.0%	0	0.0%					
計	13	11	-15.4%	10	-23.1%						

公社等の職員数・給与制度の見直し状況等一覧表

公社名	職員数の見直し状況(4月1日現在)						プロパー職員の給与制度				備 考
	区分	H19	H20	H20/H19	H21	H21/H19	県準拠	民間準拠	その他	見直し経緯等	
(財)ひょうご情報教育機構	県派遣職員	7	7	0.0%	7	0.0%				県の給与制度に準拠	-
	プロパー職員	6	4	-33.3%	2	-66.7%					
	(うち収益部門等従事職員)	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	6	4	-33.3%	2	-66.7%					
	小計	13	11	-15.4%	9	-30.8%					
	県OB職員の活用	1	0	-100.0%	0	-100.0%					
計	14	11	-21.4%	9	-35.7%						
(財)阪神・淡路大震災復興基金	県派遣職員	3	2	-33.3%	0	-100.0%				平成20年度末に独立した事務局を廃止	
	プロパー職員	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち収益部門等従事職員)	-	-	-	-	-					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	-	-	-	-	-					
	小計	3	2	-33.3%	0	-100.0%					
	県OB職員の活用	0	0	0.0%	0	0.0%					
計	3	2	-33.3%	0	-100.0%						
(財)兵庫県住宅再建共済基金	県派遣職員	10	9	-10.0%	6	-40.0%					-
	プロパー職員	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち収益部門等従事職員)	-	-	-	-	-					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	-	-	-	-	-					
	小計	10	9	-10.0%	6	-40.0%					
	県OB職員の活用	1	1	0.0%	2	100.0%					
計	11	10	-9.1%	8	-27.3%						
(社福)兵庫県社会福祉協議会	県派遣職員	10	8	-20.0%	7	-30.0%				県の給与制度に準拠 昇給号を1号給抑制 管理職手当の抑制	-
	プロパー職員	42	39	-7.1%	40	-4.8%					
	(うち収益部門等従事職員)	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	42	39	-7.1%	40	-4.8%					
	小計	52	47	-9.6%	47	-9.6%					
	県OB職員の活用	2	2	0.0%	5	150.0%					
計	54	49	-9.3%	52	-3.7%						
(社福)兵庫県社会福祉事業団	県派遣職員	28	23	-17.9%	20	-28.6%	(医師職)			県の給与制度に準拠	H16年度から総合職(種職員)の退職後、 一般職(種職員)及び嘱託員で補充してきたが、サービス低下が懸念されたため、正規職員と非正規職員の割合の適正化について検討
	プロパー職員	884	924	4.5%	1,003	13.5%					
	(うち収益部門等従事職員)	804	851	5.8%	926	15.2%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	80	73	-8.8%	77	-3.8%		(総合職)			
	小計	912	947	3.8%	1,023	12.2%					
	県OB職員の活用	5	2	-60.0%	4	-20.0%			(一般職)		
計	917	949	3.5%	1,027	12.0%						
(財)兵庫県人権啓発協会	県派遣職員	9	8	-11.1%	7	-22.2%					-
	プロパー職員	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち収益部門等従事職員)	-	-	-	-	-					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	-	-	-	-	-					
	小計	9	8	-11.1%	7	-22.2%					
	県OB職員の活用	1	1	0.0%	2	100.0%					
計	10	9	-10.0%	9	-10.0%						
(財)兵庫県健康財団	県派遣職員	13	11	-15.4%	9	-30.8%				県の給与制度に準拠	-
	プロパー職員	67	64	-4.5%	64	-4.5%					
	(うち収益部門等従事職員)	50	49	-2.0%	50	0.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	17	15	-11.8%	14	-17.6%					
	小計	80	75	-6.3%	73	-8.8%					
	県OB職員の活用	1	3	200.0%	4	300.0%					
計	81	78	-3.7%	77	-4.9%						

公社等の職員数・給与制度の見直し状況等一覧表

公社名	職員数の見直し状況(4月1日現在)						プロパー職員の見直し経緯等				備考
	区分	H19	H20	H20/H19	H21	H21/H19	県準拠	民間準拠	その他	見直し経緯等	
(財)ひょうご科学技術協会	県派遣職員	10	10	0.0%	8	-20.0%					
	プロパー職員	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち収益部門等従事職員)	-	-	-	-	-					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	-	-	-	-	-					
	小計	10	10	0.0%	8	-20.0%					
	県OB職員の活用	2	2	0.0%	2	0.0%					
(財)計算科学振興財団	計	12	12	0.0%	10	-16.7%					
	県派遣職員	0	3	皆増	3	皆増					
	プロパー職員	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち収益部門等従事職員)	-	-	-	-	-					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	-	-	-	-	-					
	小計	0	3	皆増	3	皆増					
(財)兵庫県勤労福祉協会	県OB職員の活用	0	0	0.0%	0	0.0%					平成21年4月に組織改革を行い、運営を効率化
	計	0	3	皆増	3	皆増					
	県派遣職員	7	7	0.0%	5	-28.6%					
	プロパー職員	56	48	-14.3%	44	-21.4%					
	(うち収益部門等従事職員)	35	32	-8.6%	30	-14.3%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	21	16	-23.8%	14	-33.3%					
(財)ひょうご産業活性化センター	小計	63	55	-12.7%	49	-22.2%					H14: 民間準拠の給与制度導入 調整手当・能率手当廃止等 H17: 新退職手当制度導入
	県OB職員の活用	3	3	0.0%	3	0.0%					
	計	66	58	-12.1%	52	-21.2%					
	県派遣職員	30	29	-3.3%	29	-3.3%					
	プロパー職員	15	15	0.0%	14	-6.7%					
	(うち収益部門等従事職員)	7	6	-14.3%	7	0.0%					
(財)ひょうご国際交流協会	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	8	9	12.5%	7	-12.5%					県の給与制度に準拠
	小計	45	44	-2.2%	43	-4.4%					
	県OB職員の活用	2	2	0.0%	2	0.0%					
	計	47	46	-2.1%	45	-4.3%					
	県派遣職員	29	25	-13.8%	21	-27.6%					
	プロパー職員	10	10	0.0%	1	-90.0%					
(財)兵庫県国際交流協会	(うち収益部門等従事職員)	0	0	0.0%	0	0.0%					県の給与制度に準拠
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	10	10	0.0%	1	-90.0%					
	小計	39	35	-10.3%	22	-43.6%					
	県OB職員の活用	0	2	皆増	3	皆増					
	計	39	37	-5.1%	25	-35.9%					
	県派遣職員	32	23	-28.1%	19	-40.6%					
(社)兵庫みどり公社	プロパー職員	56	52	-7.1%	51	-8.9%					組織改革についてはH22年4月実施予定を21年4月に前倒しして実施
	(うち収益部門等従事職員)	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	56	52	-7.1%	51	-8.9%					
	小計	88	75	-14.8%	70	-20.5%					
	県OB職員の活用	4	3	-25.0%	7	75.0%					
	計	92	78	-15.2%	77	-16.3%					
(財)兵庫県営林緑化労働基金	県派遣職員	0	0	0.0%	0	0.0%					県の給与制度に準拠 H16年度より定期昇給を見送り(継続中)
	プロパー職員	1	1	0.0%	1	0.0%					
	(うち収益部門等従事職員)	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	1	1	0.0%	1	0.0%					
	小計	1	1	0.0%	1	0.0%					
	県OB職員の活用	1	1	0.0%	1	0.0%					
計	2	2	0.0%	2	0.0%						

公社等の職員数・給与制度の見直し状況等一覧表

公社名	職員数の見直し状況(4月1日現在)						プロパー職員の給与制度				備考
	区分	H19	H20	H20/H19	H21	H21/H19	県準拠	民間準拠	その他	見直し経緯等	
(財)ひょうご豊かな海づくり協会	県派遣職員	1	1	0.0%	0	-100.0%				県の給与制度に準拠	-
	プロパー職員	17	16	-5.9%	16	-5.9%					
	(うち収益部門等従事職員)	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	17	16	-5.9%	16	-5.9%					
	小計	18	17	-5.6%	16	-11.1%					
	県OB職員の活用	1	1	0.0%	3	200.0%					
(財)ひょうご環境創造協会	県派遣職員	11	7	-36.4%	34	209.1%				民間準拠の給与制度導入し調整手当・管理職手当廃止 勤務評定・業績評価に基づく個人のベース給、賞与の決定	兵庫県環境クリエイトセンターとの合併に向けて役職員、給与制度について検討中 (H21:健康環境科学研究センターの環境部門移管)
	プロパー職員	54	53	-1.9%	49	-9.3%					
	(うち収益部門等従事職員)	38	37	-2.6%	37	-2.6%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	16	16	0.0%	12	-25.0%					
	小計	65	60	-7.7%	83	27.7%					
	県OB職員の活用	4	9	125.0%	10	150.0%					
(財)兵庫県環境クリエイトセンター	県派遣職員	5	3	-40.0%	1	-80.0%				県の給与制度に準拠 平成18年度から定期昇給を見送り	ひょうご環境創造協会との合併に向けて役職員、給与制度について検討中
	プロパー職員	4	4	0.0%	5	25.0%					
	(うち収益部門等従事職員)	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	4	4	0.0%	5	25.0%					
	小計	9	7	-22.2%	6	-33.3%					
	県OB職員の活用	3	3	0.0%	3	0.0%					
(財)兵庫県まちづくり技術センター、(財)兵庫県下水道公社、((財)兵庫県まちづくり技術センター)	県派遣職員	83	74	-10.8%	61	-26.5%				県の給与制度に準拠	-
	プロパー職員	92	87	-5.4%	85	-7.6%					
	(うち収益部門等従事職員)	4	4	0.0%	7	75.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	88	83	-5.7%	78	-11.4%					
	小計	175	161	-8.0%	146	-16.6%					
	県OB職員の活用	14	17	21.4%	23	64.3%					
但馬空港ターミナル(株)	県派遣職員	2	2	0.0%	2	0.0%					-
	プロパー職員	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち収益部門等従事職員)	-	-	-	-	-					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	-	-	-	-	-					
	小計	2	2	0.0%	2	0.0%					
	県OB職員の活用	0	0	0.0%	0	0.0%					
兵庫県土地開発公社	県派遣職員	12	5	-58.3%	3	-75.0%				県の給与制度に準拠	H22に土地開発公社、道路公社及び住宅供給公社の総務管理部門を統合
	プロパー職員	64	56	-12.5%	47	-26.6%					
	(うち収益部門等従事職員)	10	9	-10.0%	5	-50.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	54	47	-13.0%	42	-22.2%					
	小計	76	61	-19.7%	50	-34.2%					
	県OB職員の活用	1	1	0.0%	4	300.0%					
兵庫県道路公社	県派遣職員	23	22	-4.3%	21	-8.7%				県の給与制度に準拠	H22に土地開発公社、道路公社及び住宅供給公社の総務管理部門を統合 H34に西宮北道路管理事務所を廃止予定
	プロパー職員	11	9	-18.2%	5	-54.5%					
	(うち収益部門等従事職員)	8	7	-12.5%	2	-75.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	3	2	-33.3%	3	0.0%					
	小計	34	31	-8.8%	26	-23.5%					
	県OB職員の活用	7	7	0.0%	7	0.0%					
	計	41	38	-7.3%	33	-19.5%					

公社等の職員数・給与制度の見直し状況等一覧表

公社名	職員数の見直し状況(4月1日現在)						プロパー職員の給与制度			備考	
	区分	H19	H20	H20/H19	H21	H21/H19	県準拠	民間準拠	その他		見直し経緯等
ひょうご埠頭(株)	県派遣職員	0	0	0.0%	0	0.0%				会社設立時から、民間準拠の給与制度を導入 初任給基準の引き下げ(県比較 大卒：30,800円、短大卒：20,300円、高卒：14,500円)	-
	プロパー職員	15	14	-6.7%	14	-6.7%					
	(うち収益部門等従事職員)	15	14	-6.7%	14	-6.7%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	0	0	0.0%	0	0.0%					
	小計	15	14	-6.7%	14	-6.7%					
	県OB職員の活用	1	1	0.0%	1	0.0%					
新西宮ヨットハーバー(株)	県派遣職員	1	2	100.0%	2	100.0%				県の給与制度に準拠 初任給基準の引き下げ	-
	プロパー職員	6	6	0.0%	6	0.0%					
	(うち収益部門等従事職員)	6	6	0.0%	6	0.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	0	0	0.0%	0	0.0%					
	小計	7	8	14.3%	8	14.3%					
	県OB職員の活用	1	1	0.0%	0	-100.0%					
(財)兵庫県園芸・公園協会	県派遣職員	25	16	-36.0%	16	-36.0%				県の給与制度に準拠 地域手当を段階的に廃止 (H19：5% H20：3% H21：廃止) 初任給基準の引き下げ	(H21:淡路島公園、淡路佐野運動公園の管理 を淡路花博記念事業協会から移管)
	プロパー職員	56	55	-1.8%	69	23.2%					
	(うち収益部門等従事職員)	42	43	2.4%	45	7.1%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	14	12	-14.3%	24	71.4%					
	小計	81	71	-12.3%	85	4.9%					
	県OB職員の活用	2	2	0.0%	2	0.0%					
兵庫県住宅供給公社	県派遣職員	47	42	-10.6%	34	-27.7%				県の給与制度に準拠	H22に土地開発公社、道路公社及び住宅供給 公社の総務管理部門を統合
	プロパー職員	112	96	-14.3%	89	-20.5%					
	(うち収益部門等従事職員)	17	14	-17.6%	13	-23.5%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	95	82	-13.7%	76	-20.0%					
	小計	159	138	-13.2%	123	-22.6%					
	県OB職員の活用	1	1	0.0%	2	100.0%					
(財)兵庫県住宅建築総合センター	県派遣職員	12	12	0.0%	12	0.0%				県の給与制度に準拠	-
	プロパー職員	6	5	-16.7%	5	-16.7%					
	(うち収益部門等従事職員)	2	3	50.0%	2	0.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	4	2	-50.0%	3	-25.0%					
	小計	18	17	-5.6%	17	-5.6%					
	県OB職員の活用	16	17	6.3%	18	12.5%					
(株)夢舞台	県派遣職員	3	3	0.0%	6	100.0%				社長報酬30%削減 一般職員給与等のカット (H20.4.1 給与制度の見直し) ホテル事業部門の人件費を対売上比率34%以内に 抑制	(H21:淡路夢舞台施設の管理運営一元化(国 際会議場、淡路夢舞台温室等の指定管理者 等))
	プロパー職員	176	204	15.9%	218	23.9%					
	(うち収益部門等従事職員)	176	204	15.9%	218	23.9%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	0	0	0.0%	0	0.0%					
	小計	179	207	15.6%	224	25.1%					
	県OB職員の活用	3	2	-33.3%	3	0.0%					
(財)兵庫県学校厚生会	県派遣職員	8	6	-25.0%	5	-37.5%				県の給与制度に準拠	平成21年度より阪神南支部事務所及び阪神 北支部を統合。本部についても部署の統合 等実施
	プロパー職員	223	223	0.0%	205	-8.1%					
	(うち収益部門等従事職員)	21	19	-9.5%	17	-19.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	202	204	1.0%	188	-6.9%					
	小計	231	229	-0.9%	210	-9.1%					
	県OB職員の活用	0	0	0.0%	0	0.0%					
計	231	229	-0.9%	210	-9.1%						

公社等の職員数・給与制度の見直し状況等一覧表

公社名	職員数の見直し状況(4月1日現在)						プロパー職員の給与制度				備 考
	区分	H19	H20	H20/H19	H21	H21/H19	県準拠	民間準拠	その他	見直し経緯等	
(財)兵庫県体育協会	県派遣職員	36	29	-19.4%	19	-47.2%				県の給与制度に準拠	-
	プロパー職員	22	22	0.0%	21	-4.5%					
	(うち収益部門等従事職員)	0	0	0.0%	0	0.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	22	22	0.0%	21	-4.5%					
	小計	58	51	-12.1%	40	-31.0%					
	県OB職員の活用	2	3	50.0%	3	50.0%					
計	60	54	-10.0%	43	-28.3%						
合 計	県派遣職員	616	534	-13.3%	498	-19.2%					
	プロパー職員	2,139	2,145	0.3%	2,166	1.3%					
	(うち収益部門等従事職員)	1,314	1,375	4.6%	1,445	10.0%					
	(うち一般行政部門類似業務従事職員)	825	770	-6.7%	721	-12.6%					
	小計	2,755	2,679	-2.8%	2,664	-3.3%					
	県OB職員の活用	111	118	6.3%	155	39.6%					
計	2,866	2,797	-2.4%	2,819	-1.6%						

平成21年度から廃止された(財)兵庫県自治協会は除く。

インターネットによる情報公開、監査体制、契約手続き 一覧表

資料3

公 社 名	インターネットによる情報公開		監 査 体 制						契約手続き		
	HPにより公開済み (業務・財務文書)	備 考	外部監査		監 事			公認会計士、税理士 による会計指導	備 考	県に準じた 会計規程を整備	備 考
			外部監査要請団 体に係る導入の有無	要請団体以外の団 体での導入の有無	公 認 会 計 士	税 理 士	経 理 事 務 精 通 者				
(財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構		-	×								
(財)淡路花博記念事業協会 (財)淡路島くにうみ協会)		財務等の情報未 公開	-	×						×	入札案件はまだないが、県に準じた取組を 実施予定
(財)兵庫丹波の森協会		-	-	×							
(財)兵庫県生きがい創造協会		-	-	×				×			
(公財)兵庫県青少年本部		-	-	×				×			
(財)兵庫県芸術文化協会		-									
(財)兵庫県職員互助会		-						×			
(財)ひょうご情報教育機構		-	-	×							
(財)阪神・淡路大震災復興基金		-	×								
(財)兵庫県住宅再建共済基金		-	-	×							
(財)兵庫県人権啓発協会		-	-	×				×			
(財)兵庫県健康財団		-	×								
(社福)兵庫県社会福祉協議会		-	-								
(社福)兵庫県社会福祉事業団		-	-	×				×			
(財)ひょうご産業活性化センター		-	×					×	H21 決算から外 部監査導入予定		
(財)ひょうご科学技術協会		-	-	×							
(財)計算科学振興財団		-	-	×				×			寄付行為、会計規程、会計実施細則で契約手 続きを適正に規程
(財)兵庫県勤労福祉協会		-	×					×		×	規程は整備されていないが、県に準じ適正に運用
(財)兵庫県国際交流協会		-	×								
(社)兵庫みどり公社		-	×								県の入札制度に一部準じた会計規程を整備
(財)兵庫県営林緑化労働基金		-	-	×						×	物品購入等を除くと入札必要業務なし
(財)ひょうご豊かな海づくり協会		-	-	×							会計処理規定、要領を定め実施
(財)ひょうご環境創造協会		寄附行為、役員名 簿のみ	×						両団体の合 併に向け取 組検討	×	役職員を構成員とした委員会による検討、承 認を経て契約
(財)兵庫県環境クリエイトセンター		-	-	×						×	センターの会計規定に基づき手続き実施
(財)兵庫県まちづくり技術センター、 (財)兵庫県下水道公社 (財)兵庫県まちづくり技術センター)		-	×							×	下水道の包括民間委託に一般競争入札を導 入済。それ以外は一般競争入札未実施
但馬空港ターミナル(株)		財務文書は貸借 対照表のみ公開	-	-						×	競争性のある業務については見積り合わせ により契約

公 社 名	インターネットによる情報公開		監 査 体 制						契約手続き		
	HPにより公開済み (業務・財務文書)	備 考	外部監査		監 事			公認会計士、税理士 による会計指導	備 考	県に準じた会計 規程を整備	備 考
			外部監査要請団体 に係る導入の有無	要請団体以外の団体 での導入の有無	公 認 会計士	税理士	経理事務 精 通 者				
兵 庫 県 土 地 開 発 公 社		-	-								
兵 庫 県 道 路 公 社		-	-								
ひ ょ う ご 埠 頭 (株)	×	HP開設せず。官報 による決算報告実 施	-	-						×	見積り合わせにより契約
新 西 宮 ヨ ッ ト ハ ー パ ー (株)	×	官報による決算 報告実施	-	-						×	施設整備等は入札を実施。補修工事等は見積 合わせによる随意契約
(財)兵庫県園芸・公園協会		-	×								
兵 庫 県 住 宅 供 給 公 社		-	-								
(財)兵庫県住宅建築総合センター		-	×								
(株) 夢 舞 台	×	官報による決算 報告実施	-	-						×	競争性のある分野の業務委託等については 入札及び見積合わせ等により契約
(財)兵庫県学校厚生会		-	×								
(財)兵庫県体育協会		-									

平成21年度から廃止された(財)兵庫県自治協会は除く。

外部監査要請の要件：資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の公益法人(社団法人、財団法人)

外部監査要請団体に係る導入の有無欄が「-」の会社は、外部監査が要請されていない会社

会社法第2条における大会社(新西宮ヨットハーバー(株)、(株)夢舞台が該当)については、公認会計士又は監査法人である会計監査人を設置のうえ、計算書類等に係る監査を受検している。